

3 加入資格

加入される方は、次の(1)と(2)の要件をそなえていることが必要です。なお、「④告知の大切さに関するご案内」を必ずご確認ください。

(1) 加入対象

補償開始日時時点で満64歳以下の、電機連合加盟の組合員本人およびその家族(家族とは、配偶者と子供をいい、配偶者には内縁関係(同性間パートナー含む)を含みます。子供は組合員本人と生計を共にする本人の子で、**補償開始日時時点で満24歳以下、未就業かつ未婚の方**)で(2)に該当する方。
※Yタイプは補償開始日時時点で満29歳以下の電機連合加盟の組合員本人(家族契約の付帯はできません)

(2) 健康状態(申込書の告知事項欄にご記入いただけます)

申込日時時点で、以下の「健康状態告知質問事項」の質問応答で「ご加入できます。」との結果となる健康状態であること。ただし、質問3、質問4の結果により、特定疾病等不担保の条件がつく場合があります。

健康状態告知質問事項

質問1 ●加入申込日(組合受付日)より過去3カ月以内に、入院をしたことや手術を受けたことはありますか。*1
●現在入院または手術の予定(医師からすすめられている場合を含みます)はありますか。

あり
なし *1 正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

質問2 加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に
●[A表]の病気・症状であると医師に診断されたことはありますか。
●[A表]の病気・症状のため、医師の指示による検査*2・治療(がんなどの経過観察*3や投薬の指示を含みます。)を受けたことはありますか。

[A表] ご加入できない病気・症状

悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	●心臓病・動脈の疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む)
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息)(プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ●慢性気管支炎 ●肺炎腫
泌尿・生殖系系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気
その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

あり
なし *2 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

質問3 加入申込日(組合受付日)より過去1年以内に
●[B表]の病気・症状であると医師に診断されたことはありますか。
●[B表]の病気・症状のため、医師の指示による検査*2・治療(経過観察*3や投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。

[B表] 条件付でお引受けできる病気・症状

ア.高血圧症、脂質異常症(高脂血症)	イ.白内障、緑内障	ウ.脊椎、背骨および椎間板の障害(脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)	エ.前立腺肥大、子宮筋腫	オ.切迫流産、切迫早産、帝王切開等の妊娠・分娩に伴う異常
--------------------	-----------	---	--------------	------------------------------

あり
なし ←B表「ア・イ・ウ・エ・オ」のいずれも該当なしの場合
←B表「ア・イ・ウ・エ・オ」のいずれか1つ該当ありの場合
*2 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

ご加入できます。加入申込書にご署名ください。

ご加入することができますが、質問3で、○をつけたア～オに対応する[C表]の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。=条件付加入となります。

[C表] 補償対象外となる病気・症状 *4

ア.脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄	告知により、条件付加入した場合、補償開始日から1年の間、その条件による疾病*4関連の給付金はお支払い対象外になります。補償開始日から1年経過した後は、条件が付いていないものとして給付金をお支払いします。
イ.白内障、緑内障	
ウ.脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症	
エ.前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫	
オ.妊娠・分娩に伴った異常と因果関係のある病気・症状	

*4主治医が上記病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。

質問4 質問4は「現在、妊娠している方」のみお答えください。

1 初めての妊娠で、申込日時時点で異常がないときは無条件でご加入できます。... 加入申込書の【告知事項】質問4、「初めて」と記入(申込日時時点で異常があるときは、質問3、オ.に該当し、条件付加入となります)

2 初めての妊娠でないとき
(1) 前回妊娠時に、切迫流産、切迫早産、帝王切開等の異常があった場合 (例) 帝王切開のケース
前回と同じ異常に関連する病気・症状は補償しない条件でご加入... 加入申込書の【告知事項】質問4「前回、帝王切開」と記入できます。(条件付加入となります)
(2) 前回妊娠時に、異常がなかった場合無条件でご加入できます。... 加入申込書の【告知事項】質問4「前回、異常なし」と記入

ご注意

- 検査結果待ちの場合は、医師の診察・診断を受けた後、告知をしてください。
- 「*2 検査結果が異常なしだった場合は「なし」になります。」について
健康診断の結果、「異常なし」の場合は、告知の対象になりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)
・【表】に該当する病気に罹患後、定期的(3か月おき、1年おき等)に通院・検査をしている状態は、経過観察中になるため、告知の対象になります。
- 「*3 がんなどの経過観察」について
がんの経過観察終了とは、「医師が完治・治癒と診断」、「医師による検査の指示がなくなった状態」をいいます。
がんの治療後、転移や再発の観点から医師による経過観察(検査)中に、検査結果が「異常なし」の状態が継続していたとしても、「経過観察」に該当するため、告知の対象となります。(ご加入できません)
・医師より、「検査の必要もなし」と診断された日付から、1年を経過した後より告知の対象となりません。(他の項に該当しない場合はご加入できます)

(3)3頁.③.(2)の健康状態告知の質問1や質問2で「あり」に該当する方は、次のケガを補償するDタイプやDコースにご加入ください。質問1や質問2で「あり」に該当しない方は、DタイプやDコースにご加入できません。

・組合員本人が基本契約Dタイプに加入すれば、家族契約や「日常生活サポート特約(基本契約本人の掛金+月額600円)」、「がん特約」、「介護特約」を付けることができます。

給付金種類	給付内容(国内・国外とも補償)	基本契約本人 Dタイプ	家族契約 Dコース
		15~84歳 掛金(月額)600円*1	配偶者* 掛金(月額)500円 子供 掛金(月額)400円
ケガ入院給付金	●ケガで入院したとき ●事故日から365日以内の入院に限ります (1頁の「入院給付金(がん以外)」と給付内容が異なりますのでご注意ください。)	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
ケガ通院給付金	●ケガで通院したとき、事故日から180日以内の通院治療日数分を90日限度	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円
災害死亡給付金	●不慮の事故(ケガ)で死亡したとき	一時金200万円	一時金200万円
後遺障害給付金	●ケガで後遺障害が生じたとき	1共済事故につき程度により 一時金8~200万円	1共済事故につき程度により 一時金8~200万円
手術給付金	●ケガで所定の手術を受けたとき(事故日から180日以内)	手術1回につき種類により 5・10・20万円	手術1回につき種類により 5・10・20万円
先進医療費用給付金	●ケガで先進医療を受けたとき	通算2,000万円限度	通算2,000万円限度
先進医療サポート給付金	●ケガで先進医療費用給付金をお支払いするとき	一時金10万円	一時金10万円
長期療養給付金*3	●ケガで180日以上継続して入院したとき	1共済事故につき 一時金30万円	1共済事故につき 一時金15万円
超・長期療養給付金*2	●ケガでの入院給付金が1共済事故で365日分になるとき	一時金100万円 (加入から経過まで1回のみ)	対象となりません。
救援者費用給付金*3(注)	●旅先(含む海外)の事故で要する捜索・救助費用の実費 ●自宅外で傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等	1共済事故につき実費を500万円限度	1共済事故につき実費を500万円限度

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。
*1基本契約本人が満65歳からの継続契約でDタイプ加入の場合は、福祉会費月額100円が加わります。
*2基本契約本人が満70歳からの継続契約では、超・長期療養給付金がなくなります。
*3基本契約本人、家族契約配偶者が満75歳からの継続契約では、長期療養給付金と救援者費用給付金がなくなります。

※ 配偶者継続コースも同じ補償となりますが、掛金は異なります。9頁をご確認ください。

4 告知の大切さに関するご案内

新規ご加入時または給付金額の増額など補償内容を拡大する場合等に補償の対象となる方について健康状態の告知が必要となります。

下記の内容をご確認いただき、ご不明な点等詳細につきましては、電機連合福祉共済センターにご照会ください。

- 告知書はご加入される方ご自身がありのままにご記入ください(注)。
告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され、給付金をお受け取りいただけない場合があります。また、お支払いいただいた掛金は、お返しできない場合があります。
(注) ご家族の方を補償の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。未成年の場合は、親権者を代表して、加入者本人が署名してください。
- 傷病歴がある場合、1頁の基本契約および家族契約のお引受けは次のA~Cのいずれかになります。
A: 特別な条件を付けずにご加入していただけます。
B: 特別な条件付きでご加入していただけます。
C: 今回はご加入できません。(上記のDタイプやDコースのご加入をご検討ください)
- けんこう共済基本契約で告知いただく内容の例は次のとおりです。
① 過去3カ月以内の入院や手術の有無(予定を含みます)
② 健康状態告知質問事項の病気・症状について、過去1年以内の医師の指示による検査(健康診断・人間ドックにおける異常指摘を含む)・治療(がんなどの経過観察や投薬の指示を含む)の有無など(詳しくは3頁をご覧ください)

上記の例では以下のケースもすべて告知が必要です。
・現在、医師に入院・手術を勧められている。 ・健康状態告知質問事項の病気・症状で過去1年以内に入院したが、現在は完治している。

● ご加入後、給付金ご請求時等に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

ご注意ください

- 新たな保険(共済)契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書(11頁、12頁)記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、電機連合福祉共済センターまでご連絡ください。
- タイプ・コース変更で給付金額の増額など補償内容を拡大する場合、あらためて告知が必要となります。
- 健康状態告知を要するご契約のご加入時またはご継続時に補償内容を拡大する場合などの告知内容が不正確であることが判明した場合、契約が解除され、給付金(注)がお受け取りいただけない場合があります。(告知義務違反による解除)
(注) 給付金額を増額された場合は、増額した部分が解除され給付金をお受け取りいただけないことがあります。

「健康状態告知質問事項」の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

・この項は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
・告知に関するお問い合わせは、電機連合福祉共済センターにご照会ください。